

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)平成21年度のお知らせ

◎保険料の納付について

平成21年度保険料の納付は、年金からの天引き対象になっている方については、4月分の年金からお支払いいただいています。

また、保険料が4月分の年金から天引きされていない方については、8月に保険料の金額とお支払方法を記載した通知をお送りする予定です。

◎被保険者証について

新たに75歳になられる方の被保険者証は1人につき1枚交付され、75歳の誕生日までにお送りします。

◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部(音声機能・言語機能・下肢障害の一部)
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

～ 被保険者証の搾取にご注意ください ～

他府県において、広域連合及び市町村職員を装い、被保険者証を搾取するという事例があったとの情報が寄せられています。

その内容は・・・職員を名乗る女性が「被保険者証の更新時期になりましたので、古い被保険者証を回収に来ました。新しい被保険者証は後日郵送します。」と説明し、被保険者証を渡すよう指示したものです。

このような不審な訪問者があった場合、絶対に被保険者証を渡さずに、警察か、美波町役場住民福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 TEL 77-3614